

2023年11月1日

「非自治会員者のゴミ出しに関するガイドライン」作成について

柏ビレジ自治会

会長 シュピンドラー千恵子

環境部長 濑谷 修一

日頃 自治会活動に携わって頂き、誠にありがとうございます。

さて、この度 各支部長・班長さんが、非自治会員者のゴミ出しに関する諸問題の解決に資する為に
役員会の承認(10月7日付)を得て、自治会として以下の「ガイドライン」を作成致しましたので ご連絡致します。

記

1. 「ガイドライン」の骨子

(1) 柏市のルールや民法上の基本的な考え方

- A. 柏市民は、ビレジの自治会員、非自治会員を問わず、柏市が決めたごみ集積所へごみを出す義務と権利がある。
- B. ビレジ自治会は、環境面等（カラス対策・散乱防止）から 自治会費を原資にして ごみネット等を準備しており、
その所有権は自治会にあって、非自治会員は 勝手にそれを使用することはできない

(2) 今回明確にする非自治会員の取扱(原則)

上記基本的考え方を踏まえた上で、環境面等を考慮し、

非自治会員の自治会のゴミネット等の使用を以下の条件を原則に許可することとする

<条件>

- ・ 班の‘ごみ当番’ルールに従い、ごみ当番をする
- ・ ごみネット等使用の負担金として ネット等更新時に 2000円を自治会に納入する
(班長が、更新時に 徴求して 自治会事務局に納める)

参考：2000円の根拠

昨年度の一か所当たり　更新時の金額は約45000円

平均世帯数 24件

$$45000\text{円} \div 24 = 1875\text{円} \rightarrow 2000\text{円}$$

2. 具体的な運営と留意事項（支部長・主として班長さんの仕事となります）

① 原則的には以下の手順で進める

< A:新規入居者のケース >

- 先ずは 自治会への参加を進める
- 結果的に 自治会に加入されない場合は、上記2条件を話して 自治会ごみネット等の参加を促す

< B:現状、非自治会員で ごみ当番制に入っている人のケース >

- ごみネット等は 自治会費で負担している旨を説明し、ごみネット等の更新時に2000円を納めて貰うように進める

< C:現状、非自治会員で、ごみ当番制にも入らず、勝手に自治会ごみネット等を利用している人がある場合 >

- 2000円の負担をお願い‘するか否かは 支部長・班長の判断で可能
(*残念乍 このような人にお願いしても 過去の事例から徒労に終わることが懸念されるので、放置することも可能とします)

< D:現状、非自治会員で 自治会のゴミネット等は使用せず 個別に集積所にごみを出している人ある場合>

- ごみ出し当番が出来ない（勤務時間などで）事情等があるので、今回は放置する(動かない)

② 留意事項

原則的には 上記手順で進めるが、各班における特殊事情や過去の経緯等もあると思われますので、支部長・班長の判断で 弾力的運営も可能とします。

以上